

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成22年11月19日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
乙種危険物取扱者試験	平成23年1月30日（日）午前10時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館）
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター
米子市末広町294 米子コンベンションセンター

3 受験願書の受付期間

平成22年11月25日（木）から同年12月9日（木）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。
- （3） 受験の手続は、インターネットの財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>）からも行えるものとし、受付期間は、平成22年11月22日（月）午前9時から同年12月6日（月）午後5時までとする。
- （4） インターネットによる受験の手続に関することは、財団法人消防試験研究センター電子申請室（電話0570-07-1000）に照会すること。